

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の拡充・延長	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>【特別償却制度の拡充・延長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 離島振興対策実施地域に類する地区としての奄美群島における、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物等 6/100）及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、建物等 6/100）について、適用期間を 2 年間延長するとともに、以下のとおり拡充する。</li> </ul> <p>[拡充]</p> <p>旅館業に関する地区要件の撤廃 「過疎に類する地区」に限る → 撤廃（奄美群島全域が対象）</p> <p>&lt;所得税&gt; 租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号のハ、 同法施行令第 6 条の 3</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲3.1 百万円 （▲900 百万円の内数）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>奄美群島の魅力と資源を活用し自立的経済社会構造に転換するため、成長分野である、黒糖焼酎等の「製造業」、さとうきび等の特産物を活かした「農林水産物販売業」、近年スポーツ合宿、花粉症の避粉地等として注目されつつある「観光関連業」、整備された情報通信基盤を活用し地理的・自然的不利性を克服することができる「情報通信サービス業等」の振興を図る必要がある。</p> <p>政策目標である定住人口の減少傾向の改善を図るためには、就業機会の確保、交流人口の拡大、本土並で安定的な所得水準の確保が必要。そのためには成長可能性が高い農業、観光関連業、情報サービス業等を始め、産業振興に資する事業活動を支援する必要がある。よって、本特例措置の適用期間を延長する。さらに、零細事業者の多い奄美群島における効果的な支援措置となるよう、「旅館業」について適用範囲を奄美群島の一部から全域へと適用範囲を拡大する必要がある。</p>									
<p>今回の要望に関連する</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1272 539 1473"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1272 1485 1473"> <p>政策目標 1 0 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 4 2 離島等の振興を図る</p> <p>業績指標 2 1 9 奄美群島の総人口</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1473 539 1727"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1473 1485 1727"> <p>・奄美群島内の総人口における平成 16 年度から平成 20 年度までの実績値より算出した平均減少率を基に推計した 25 年度末の人口を目標値とする。</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 25 年度末 114 千人以上 (平成 20 年度末現在 122 千人)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1727 539 1854"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1727 1485 1854"> <p>・平成 24 年度まで、2 ヶ年延長</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1854 539 2136"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1854 1485 2136"> <p>・製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報通信サービス業等の活性化及び雇用機会の拡充を図ることにより、奄美群島の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換する。達成度を定量的かつ端的に示す指標として「総人口」を用いることとする。</p> <p>○奄美群島の総人口 平成 20 年度末 122 千人 → 平成 24 年度末 116 千人</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 1 0 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 4 2 離島等の振興を図る</p> <p>業績指標 2 1 9 奄美群島の総人口</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>・奄美群島内の総人口における平成 16 年度から平成 20 年度までの実績値より算出した平均減少率を基に推計した 25 年度末の人口を目標値とする。</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 25 年度末 114 千人以上 (平成 20 年度末現在 122 千人)</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>・平成 24 年度まで、2 ヶ年延長</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>・製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報通信サービス業等の活性化及び雇用機会の拡充を図ることにより、奄美群島の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換する。達成度を定量的かつ端的に示す指標として「総人口」を用いることとする。</p> <p>○奄美群島の総人口 平成 20 年度末 122 千人 → 平成 24 年度末 116 千人</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 1 0 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 4 2 離島等の振興を図る</p> <p>業績指標 2 1 9 奄美群島の総人口</p>									
<p>政策の達成目標</p>	<p>・奄美群島内の総人口における平成 16 年度から平成 20 年度までの実績値より算出した平均減少率を基に推計した 25 年度末の人口を目標値とする。</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 25 年度末 114 千人以上 (平成 20 年度末現在 122 千人)</p>									
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>・平成 24 年度まで、2 ヶ年延長</p>									
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>・製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報通信サービス業等の活性化及び雇用機会の拡充を図ることにより、奄美群島の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換する。達成度を定量的かつ端的に示す指標として「総人口」を用いることとする。</p> <p>○奄美群島の総人口 平成 20 年度末 122 千人 → 平成 24 年度末 116 千人</p>									

	政策目標の達成状況	奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成 21 年度末時点の奄美群島の総人口は 120,869 人(対前年度比△1,170 人)であった。このままの減少率で推移すると仮定して算出した平成 22 年末推計人口は 119.7 千人となり、前回要望時の目標値である平成 22 年度末 120 千人以上を若干下回る見込みであるが、平成 21 年度末の奄美群島の人口減少率は前年度に比べ若干ではあるが改善しており、今回要望の目標値である平成 24 年度末総人口 116 千人以上を達成するためには、一層の経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。
有効性	要望の措置の適用見込み	過去 5 箇年における製造業、旅館業、農林水産物等販売施設、情報通信サービス業等に係る主な設備投資額（自治体ヒアリング）によると、年平均で 360,796 千円、1.5 件の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	過去 5 箇年の適用事例における効果をみると、1 件あたり平均 5 名の新規雇用を生んでおり（自治体ヒアリング）、就業機会の拡充によって人口流出に歯止めをかける効果が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 奄美群島における工業用機械等に係る特例措置 ＜法人税＞ 租税特別措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号のハ、 同法第 68 条の 27、同法施行令第 28 条の 9、同令第 39 条の 56
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 独立行政法人奄美群島振興開発基金による群島内事業者に対する保証及び融資 ・ 平成 22 年度奄美群島振興開発関係当初予算(国費) 20,525 百万円 うち、公共事業 20,090 百万円、非公共事業 435 百万円 ・ 平成 23 年度奄美群島振興開発関係予算要求(国費) 21,410 百万円 うち、公共事業 20,846 百万円、非公共事業 564 百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	奄美群島の振興開発に関する予算上の措置は、国、地方公共団体等が道路などの社会基盤を整備する公共事業や人材育成等を支援する事業の実施に必要な経費として計上するものである。それに対して、税制特例は事業者を対象に、各種産業活動を活性化させるための優遇措置として設けるものである。 税制特例は予算上の措置とは性格が異なり、それを代替するものではなく、税制特例と公共事業等の予算上の措置が、奄美群島振興開発特別措置法の下で相互に補完し合いながら、奄美群島の自立的発展等に寄与するものである。
	要望の措置の妥当性	本税制特例は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させる優遇措置として設けるものである。零細事業者が多い奄美群島において、設備投資をした民間事業者を直接税制面から支援する本特例措置は効率的かつ効果的である。なお、本制度による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。 税制特例措置は、全業種を対象としているのではなく、奄美群島の振

		興開発に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 17 年度に 3 件、平成 19 年度に 2 件の適用実績があった。 平成 22 年度においては、自治体等においては製造業等の施設の新増設に係る適用が見込まれている（自治体ヒアリング）。
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成 17 年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設、人口 2 千人の村において 8 名の雇用創出に繋がり、また地元黒糖を原料とするため農家の経営安定にも寄与した事例があるなど、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している。
	前回要望時の達成目標	・ 奄美群島の総人口 平成 19 年度末 124 千人 →平成 22 年度末 120 千人以上
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成 21 年度末時点の奄美群島の総人口は 120,869 人(対前年度比△1,170 人)であった。 このままの減少率で推移すると仮定して算出した平成 22 年末推計人口は 119.7 千人となり、前回要望時の目標値である平成 22 年度末 120 千人以上を若干下回る見込みであるが、平成 21 年度末の奄美群島の人口減少率は前年度に比べ若干ではあるが改善しており、経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。
これまでの要望経緯	平成 10 年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超） 平成 11 年度 適用期限の 2 年延長（機械等 12/100 建物等 7/100） 平成 12 年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 13 年度 適用期限の 3 年延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超） 平成 16 年度 適用期限の 2 年延長 " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外） 平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成 18 年度 適用期限の 1 年延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 " 取得価格要件の引き下げ（2,500 万円超→2,000 万円超） 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100）	

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省・農林水産省）

制 度 名	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の拡充・延長	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>【特別償却制度の拡充・延長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 離島振興対策実施地域に類する地区としての奄美群島における、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物等 6/100）及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、建物等 6/100）について、適用期間を 2 年間延長するとともに、以下のとおり拡充する。</li> </ul> <p>[拡充]</p> <p>旅館業に関する地区要件の撤廃 「過疎に類する地区」に限る → 撤廃（奄美群島全域が対象）</p> <p>&lt;法人税&gt; 租税特別措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号のハ、 同法第 68 条の 27、同法施行令第 28 条の 9、同令第 39 条の 56</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲2.8 百万円 （▲900 百万円の内数）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(2) 政策目的</p> <p>昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がいまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>奄美群島の魅力と資源を活用し自立的経済社会構造に転換するため、成長分野である、黒糖焼酎等の「製造業」、さとうきび等の特産物を活かした「農林水産物販売業」、近年スポーツ合宿、花粉症の避粉地等として注目されつつある「観光関連業」、整備された情報通信基盤を活用し地理的・自然的不利性を克服することができる「情報通信サービス業等」の振興を図る必要がある。</p> <p>政策目標である定住人口の減少傾向の改善を図るためには、就業機会の確保、交流人口の拡大、本土並で安定的な所得水準の確保が必要。そのためには成長可能性が高い農業、観光関連業、情報サービス業等を始め、産業振興に資する事業活動を支援する必要がある。よって、本特例措置の適用期間を延長する。さらに、零細事業者の多い奄美群島における効果的な支援措置となるよう、「旅館業」について適用範囲を奄美群島の一部から全域へと適用範囲を拡大する必要がある。</p>	
	今回 の 要 望 に 関 連 す る	合理性

		<p>政策目標の達成状況</p> <p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成21年度末時点の奄美群島の総人口は120,869人(対前年度比△1,170人)であった。このままの減少率で推移すると仮定して算出した平成22年末推計人口は119.7千人となり、前回要望時の目標値である平成22年度末120千人以上を若干下回る見込みであるが、平成21年度末の奄美群島の人口減少率は前年度に比べ若干ではあるが改善しており、今回要望の目標値である平成24年度末総人口116千人以上を達成するためには、一層の経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>過去5箇年における製造業、旅館業、農林水産物等販売施設、情報通信サービス業等に係る主な設備投資額(自治体ヒアリング)によると、年平均で360,796千円、1.5件の適用が見込まれる。</p>
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>過去5箇年の適用事例における効果をみると、1件あたり平均5名の新規雇用を生んでおり(自治体ヒアリング)、就業機会の拡充によって人口流出に歯止めをかける効果が見込まれる。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>・奄美群島における工業用機械等に係る特例措置          &lt;所得税&gt; 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号のハ、同法施行令第6条の3</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>・独立行政法人奄美群島振興開発基金による群島内事業者に対する保証及び融資          ・平成22年度奄美群島振興開発関係当初予算(国費)20,525百万円          うち、公共事業20,090百万円、非公共事業435百万円          ・平成23年度奄美群島振興開発関係予算要求(国費)21,410百万円          うち、公共事業20,846百万円、非公共事業564百万円</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>奄美群島の振興開発に関する予算上の措置は、国、地方公共団体等が道路などの社会基盤を整備する公共事業や人材育成等を支援する事業の実施に必要な経費として計上するものである。それに対して、税制特例は事業者を対象に、各種産業活動を活性化させるための優遇措置として設けるものである。</p> <p>税制特例は予算上の措置とは性格が異なり、それを代替するものではなく、税制特例と公共事業等の予算上の措置が、奄美群島振興開発特別措置法の下で相互に補完し合いながら、奄美群島の自立的発展等に寄与するものである。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制特例は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させる優遇措置として設けるものである。零細事業者が多い奄美群島において、設備投資をした民間事業者を直接税制面から支援する本特例措置は効率的かつ効果的である。なお、本制度による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>税制特例措置は、全業種を対象としているのではなく、奄美群島の振興開発に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の措置である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 17 年度に 3 件、平成 19 年度に 2 件の適用実績があった。平成 22 年度においては、自治体等においては製造業等の施設の新増設に係る適用が見込まれている（自治体ヒアリング）。	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成 17 年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設、人口 2 千人の村において 8 名の雇用創出に繋がり、また地元黒糖を原料とするため農家の経営安定にも寄与した事例があるなど、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している。	
	前回要望時の達成目標	・ 奄美群島の総人口 平成 19 年度末 124 千人 →平成 22 年度末 120 千人以上	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成 21 年度末時点の奄美群島の総人口は 120,869 人(対前年度比△1,170 人)であった。このままの減少率で推移すると仮定して算出した平成 22 年末推計人口は 119.7 千人となり、前回要望時の目標値である平成 22 年度末 120 千人以上を若干下回る見込みであるが、平成 21 年度末の奄美群島の人口減少率は前年度に比べ若干ではあるが改善しており、経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。	
これまでの要望経緯	<p>平成 10 年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超）</p> <p>平成 11 年度 適用期限の 2 年延長（機械等 12/100 建物等 7/100）</p> <p>平成 12 年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）</p> <p>平成 13 年度 適用期限の 3 年延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超）</p> <p>平成 16 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>〃 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加）</p> <p>〃 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外）</p> <p>平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100）</p> <p>平成 18 年度 適用期限の 1 年延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>〃 取得価格要件の引き下げ（2,500 万円超→2,000 万円超）</p> <p>平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100）</p>		